

平成20年度

財務諸表の公表

現在の公会計制度にはない、資産などのストック情報や減価償却費などのコストを把握するため、企業会計的手法を取り入れた新地方公会計制度による財務諸表4表を作成しました。

詳細

財政課財政係

(市役所 2階 ☎23-3331内線222)

財務諸表4表

①貸借対照表(バランスシート)

住民サービスを提供するために保有している資産と、その資産をどのような財源で整備してきたか、今後返済しなければならない債務がどのくらいあるのかを示しています。

②行政コスト計算書

1年間の行政活動のうち、人的サービスや給付サービスなど資産の形成につながらない行政サービスに要する経費と、その行政サービスに対して使用料などの収入がどのくらいあるのかを対比しています。

③純資産変動計算書

貸借対照表の資産と負債の差額である純資産の1年間の変動内容を表します。

④資金収支計算書

1年間の現金の増減を、経常的収

財務諸表を 見てみましょう

支、公共資産整備収支、投資・財務的収支の3つに区分して表示しています。

普通会計の財務諸表(下表中左側の値)のうち①貸借対照表をみると、資産は77億円あり、市民一人あたりで204万円になります。また、負債は269億円あり、市民一人あたりで73万円になります。そのほか、②行政コスト計算書をみると、経常行政コストは144億円となり、市民一人あたりで39万円になります。さらに、各特別会計や関連団体の財務諸表を連結した連結財務諸表(下表中右側の値)をみると、資産は千66億円、負債は423億円あることがわかります。

なお、さらに詳しい内容は、財政課窓口で冊子を配布しているほか、ホームページで公表しています。

①貸借対照表(バランスシート) (平成21年3月31日現在)					
借方		貸方			
	普通会計	連結			
公共資産	720億1,545万円	996億9,248万円	固定負債	245億8,045万円	382億 254万円
投資等	22億4,664万円	37億9,731万円	流動負債	22億8,918万円	41億2,207万円
流動資産	14億1,550万円	31億5,653万円	負債合計	268億6,963万円	423億2,461万円
うち歳計現金	4億9,164万円	18億 279万円	市民一人あたり	73万円	114万円
資産合計	756億7,760万円	1,066億4,632万円	純資産合計	488億 797万円	643億2,172万円
市民一人あたり	204万円	288万円	市民一人あたり	132万円	174万円

②行政コスト計算書 (平成20年4月1日~平成21年3月31日)				
	普通会計	連結		
人にかかるコスト	29億9,888万円	40億6,091万円		
物にかかるコスト	43億2,742万円	65億 755万円		
移転支出的なコスト	63億2,047万円	156億1,880万円		
その他のコスト	7億3,274万円	13億1,752万円		
経常行政コスト	143億7,951万円	275億 478万円		
市民一人あたり	39万円	74万円		
経常収益	6億5,607万円	75億 687万円		
市民一人あたり	2万円	20万円		
純経常行政コスト	137億2,344万円	199億9,791万円		
市民一人あたり	37万円	54万円		

③純資産変動計算書 (平成20年4月1日~平成21年3月31日)				
	普通会計	連結		
期首純資産残高	482億4,389万円	623億6,273万円		
純経常行政コスト	△ 137億2,344万円	△ 199億9,791万円		
一般財源	112億 529万円	132億7,615万円		
補助金等受入	31億2,975万円	87億7,295万円		
その他	△ 4,752万円	△ 9,220万円		
期末純資産残高	488億 797万円	643億2,172万円		
市民一人あたり	132万円	174万円		

④資金収支計算書 (平成20年4月1日~平成21年3月31日)				
	普通会計	連結		
経常的収支額	25億7,874万円	37億5,375万円		
公共資産整備収支額	△ 7億7,320万円	△ 2億 378万円		
投資・財務的収支額	△ 14億 682万円	△ 27億1,487万円		
期首歳計現金残高	9,291万円	9億6,769万円		
期末歳計現金残高	4億9,164万円	18億 279万円		
市民一人あたり	1万円	5万円		

連結とは、普通会計のほか、各特別会計や関連団体を全体で一つの行政サービス実施主体と考え、それぞれの財務諸表を全て一つに連結した財務諸表のことです。

※表中、端数処理の関係で合計等が一致しない場合があります。

暮らしの法律講座
ひまわり弁護士に聞いてみよう

第6回

「相続放棄は3カ月以内に!」



詳細

市民課（市民相談担当）
市役所1階②番窓口 ☎23-3331内線272

前回は、相続放棄は被相続人の死亡を知ってから3カ月以内にしようとい
うことを述べました。
では、被相続人の死亡を知ってから3カ月が経過した後に実は被相続人が多額
の借金をしていたことが判明した場合は救済されないのでしょうか。

実はこのような場合でも救済され
る場合があります。

昭和59年4月27日、最高裁判所は
次のような判断を示しました。

「3カ月以内に相続放棄をしな
かったのは、被相続人に相続財産が
全く存在しないと信じたためであり、
かつ、被相続人の生活歴、被相続人
と相続人との間の交際状態その他諸
般の状況からみて当該相続人に対し
相続財産の有無の調査を期待するこ
とが著しく困難な事情があつて、相
続人において右のように信ずるにつ
いて相当な理由があると認められる
ときには、相続人が前記の各事実を
知った時から熟慮期間を起算すべき
であるとするのは相当でない。」

この最高裁判所の判決は、「相続
財産が全くないと信じた」ことや相
続財産調査が「著しく困難」である
ことなどを要件としており非常に厳
しい要件を課していますが、3カ月
経過後の救済の余地を認めた点では
非常に意義のある判決だと思いま
す。

また、この最高裁判決後、3カ月
経過後の相続放棄を認めたと下級審の
判決も多数出されています。（認め
なかった判決も残念ながらありま
す）
ですので、これはと迷ったら、ま
ずは弁護士のところへ相談に來られ
ることをお勧めいたします。

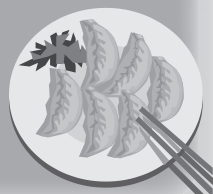
弁護士 林 正 樹

豊かなまち創出

協議会

『彩食健美』

プロジェクト



豊かなまち創出協議会では、現在、
地産地消・産消協働による食の地域
ブランド化を目的に、伊達オリジナ
ルのご当地メニュー『伊達むしや餃
子』の普及・促進を目指しておりま
す。

『伊達むしや餃子』は、一般的な餃
子のイメージにとらわれず、餃子の
皮で、地元の海・山・土の恵みといっ
た豊富な食材を包んで、焼く・蒸す・
揚げるなど、餃子の具材と調理法の
多様性、更には、食材の宝庫である
伊達ならではのオリジナルメニュー
として、多くの皆さんが、むしやむ
しや食べ、いつのまにか親しまれる
ご当地グルメ（B級グルメ）となる
よう研究しております。

市民の皆さんのアイデアや、一
緒に取り組んでみたいと考えている
飲食店の方々など、広く募集してお
ります。気軽にご連絡ください。

◎伊達むしや餃子のルール◎

- ①餃子の皮を使うこと
※市販・私製などは問いません
- ②伊達の食材を1品以上使うこと

詳細

豊かなまち創出協議会事務局

（企画課住んでみたいまちづくり係）
市役所2階〒021-0024伊達市鹿
島町20-1 ☎23-3331内線218
219、FAX23-4414、E-mail:
machizukuri@city.date.hokkaido.jp